

金融研究会

「銀行経営と信用秩序の維持」

I. 会議の概要

日本銀行金融研究所は、昭和60年1月25日に
標題テーマによる金融研究会（パネル・ディスカ
ッション）を開催した。前回（59年7月）の研究
会においては、「金融革新と金融システムの変化」
のテーマの下に一般的な議論が展開されたが、今
回はそれを踏まえて、金融自由化・国際化が銀行
経営と信用秩序にどのような影響を及ぼし、これ
に対しどう対応するか、というより具体的な問題を取
り上げた。討論は「金融自由化・国際化の進展
と銀行経営等への影響」、「金融自由化・国際化
の進展と信用秩序の維持」の二つのセッションに分
けて行われたが、前回同様、学界代表のみならず
金融機関等の調査企画担当者多数の参加を得た。
なお当金融研究所からは、鈴木淑夫（所長）が議
長として、また木下正俊（副調査役）がパネリス
トとして加わった。

各セッションにおいて交わされた意見の中で特
に注目すべき点と思われるものを列挙すれば次の
通り。

- ① 金融自由化・国際化の進展に伴い、銀行の利
鞘は縮小するとの見解が強調されがちであるが、
米・独の経験等に徴すれば必ずしもそうなるこ
とは限らない。
- ② 自由化によって銀行行動に伴う個々のリスク
（金利リスク、流動性リスク等）は増大する可
能性が大きい。自由化のもたらす経営全体とし
ての安定化効果をより重視すべきである。とり
わけ業務の拡大・多様化によって収益機会の
増大ないしコスト及びリスクの軽減が実現す
るとの視点（いわゆる *economies of scope*）

が重要である。

- ③ 金融自由化・国際化はわが国の金融制度・慣
行を国際的に標準化する方向に働くが、この点
で特に問題となるのは現行の各種業務分野規
制である。これについては、利益相反問題の発
生の有無・程度等を個々の業務に即して検討
する必要はあるものの、基本的には金融システ
ム全体としての効率化を促進するとの観点に立
って規制の緩和・撤廃の方向で臨み、それによ
って得られる *economies of scope* を積極的に
追求すべきである。専門化・分業化は市場の
選択に委ねるのが適当。
- ④ 金融自由化・国際化は長期的には金融システ
ム全体の安定化要因として働き、信用秩序にと
ってプラスの効果を持つが、過渡期においては
限界的金融機関が新しい環境に適応出来ず、経
営悪化を免れない可能性があり、そうしたミク
ロの破綻が金融システム全体へ波及する惧れは
ある。その意味で信用秩序維持の重要性は一段
と増している。
- ⑤ 信用秩序維持の方策に関しては、第一にマク
ロ経済の安定が大前提、第二に市場による規律
強制の機能を重視・活用、第三にそれを補完する
手段として自己資本比率等バランス・シート規制
や検査・考査等予防的手段の整備が必要、第四
に最終的な危機管理手段として預金保険の発動
や中央銀行貸出を考える、といった捉え方がほ
ぼ共通の認識。
- ⑥ もっとも、信用秩序の手段にはいずれも一長
一短があり、これという決め手に欠けることも

I. 会議の概要

事実（特に事後の措置についてはモラル・ハザードの発生が問題）。結局は様々な手段をバランスよく組合せて対応していく以外にないかとの結論。

以下は、討議参加者の発言要旨である。

①〔パネル参加者〕

斎藤 健	富士銀行調査部長（報告者）
小林 實	日本興業銀行取締役調査部長（"）
館 龍一郎	金融研究所特別顧問（コメンテーター）
岩田 規久男	上智大学教授（"）
堀内 昭義	東京大学助教授（"）
池尾 和人	岡山大学助教授（"）
鈴木 淑夫	金融研究所長（議長）
木下 正俊	金融研究所副調査役（報告者）

〔フロアー参加者〕

井上 裕	太陽神戸銀行調査部長
大畑 直行	第一勧業銀行取締役法人企画部長
奥村 洋彦	野村総合研究所金融研究室長
川上 晃	富士銀行取締役総合企画部長
後藤 新一	三井銀行常務取締役調査部長
名取 忠昭	日本興業銀行総合企画部長
長谷川 正名	証券団体協議会常任委員長
花村 邦昭	住友銀行取締役融資企画部長
林 宏	三菱信託銀行取締役業務部長
石玉丸 幹夫	三菱信託銀行調査部長
山本 健一郎	三井信託銀行調査部長
正田 巖	預金保険機構理事

I. 金融自由化・国際化の進展と銀行経営等への影響

1. 銀行経営への影響とこれへの対応

(1) 金融自由化・国際化の評価

論者はいずれも、わが国の金融自由化・国際化が一般に想定されている以上のスピードで進展するであろうという点で一致したが、これに対してまず実務家の一部から若干の疑念の表明があり、これを巡って二、三のやりとりが行われた。

（小林一興銀）

金融自由化・国際化を進める上で留意すべきポイントは次の二点。第一に、金融は実体経済と表裏一体の存在であり、実体経済面における良好なパフォーマンスの裏付けがなければ金融システムの有効かつ安定的な機能は期待し難い。従って、あくまでも実体経済重視の姿勢で臨むことが肝要。第二に、理念的な市場均衡を論じること重要ではあるが、同時に自由化を現実的な問題として捉え、議論していくとの姿勢が必要であるということ。

こうした観点に立って現在に至る自由化・国際化の過程を振り返ってみると、そのテンポが余りにも急激で、しかも多分に海外の動きに左右されてきた嫌いがあり、その結果様々な歪みが生じている。その例としては第一に、長短金利自由化のテンポに整合性がないことが指摘される。すなわち長期金利については、国債の大量発行、公社債流通市場の発達に伴って、公社債の起債条件が流通市場に合わせて頻繁に変更される等かなり自由化が進んでいるが、一方短期金利の方は、その大宗を占める預貯金金利、短期貸出金利が依然として公定歩合に連動した規制金利であり、市場金利との間の乖離が恒常化している。この結果、現在長期貸出市場では、短期で低コストの資金調達が可能で普通銀行のシェア上昇という形で歪みが生じている。今後はこうした短期金利の自由化こそが大きな課題である。第二には、ユーロ円先行あるいは米国追隨的な自由化の進行という問題である。わが国経済のパフォーマンスは良好であり、一頃の米国のように甚だしいインフレの進行といった差し迫った金利自由化推進要因を抱えているわけではない。加えて、わが国の企業は米国の企業に比べ外部負債依存度が高いため自由化による金利変動の影響を受け易く、特に中小企業にとっては自由化のもたらすダメージは大きい。以上のようなことからして、わが国の場合はディレギュレーションを性急に進めるのではなく、むしろわが国の歴史的・経済的実情に即したシステムの

I. 会議の概要

編み直し（リレギュレーション）を図っていくべきものとする。ユーロ円取引の自由化も、こうした国内の動きと平仄を合わせた形で持っていくべきである。

（木下一本行）

自由化・国際化のベネフィットとしては、第一に内外市場での自由な競争が促進される結果、金融仲介コストの引下げや資金供給の円滑化を通じて資金配分の効率性が高まること、第二に金融サービス利用者の取引機会が均等化し所得分配の公正化が期待出来ることが指摘出来る。反面、コストとしては、第一に競争の結果寡占化が進むと資金配分の効率や公正が阻害される可能性があること、第二に競争激化の過程で市場からの脱落者が発生して金融システムが不安定化すること等が考えられる。こうしたコストとベネフィットを比較すると、コストに対しては独禁政策や各種信用秩序維持手段等それなりの対応が可能であり、基本的にはベネフィットの方が大きいと考えられる。むしろ自由化・国際化を進めないことによるコストの方がきわめて大きいと思われる。

（堀内一東大）

金融自由化が必然的・不可避的な流れであるという点では他の論者との間で意見の相違はないが、国際化の圧力にもっと注意を払う必要がある。ここでの国際化圧力とは、米国等による市場開放のプレッシャーという意味ではなく、様々な技術進歩に伴い国際間の資金移動が活発化する中でわが国の企業も積極的に国際金融取引に進出しているということ、また金融取引の形態や金融構造についても国際的な同質化が進展しているという意味である。こうした国際化圧力の強さは市場の種類によっても異なる。一般に国際取引とリンクし易いホールセール市場の方がリーテール市場に比べ自由化が早く進展する可能性があるが、そうしたことが不都合だとは一概には言い難い。従って、国内の自由化の進展度合いに合わせてユーロ円取引

等の国際化のテンポを抑制すべきだという考え方には同意し難い。

(2) 銀行経営への影響

金融自由化・国際化の銀行経営への影響については、実務家サイドが個々の銀行行動に随伴するリスクの高まりという点を重視して経営環境の厳しさを強調したのに対し、コメンテーターからは自由化・国際化が経営全体に対してもたらす安定化効果をより重視すべきであるとの意見が出された。（斎藤一富士）

銀行経営に与えるマイナスの影響としては、第一に金利自由化によって預金金利が市場金利水準まで上昇し、利鞘の縮小が生じる可能性があること、第二に金利変動リスクが拡大することが挙げられる。一方プラス面としては、規制金利と自由金利が併存する状況下で発生していたディスインターミディエーションが解消に向かうため、預金金融機関の資金吸収力が回復することである。ただ、利鞘の縮小により銀行収益面で厳しさが増すことは事実としても、それが金融機関や金融システムに壊滅的な影響を与えると考えるのは悲観的過ぎるのではなかろうか。米国の例でも預金金利自由化は必ずしも商業銀行の利鞘縮小に繋がっていない。確かに米国の商業銀行の倒産件数は、最近増大傾向を示しているが、その基本的原因は利鞘の縮小というよりもむしろ不良債権の発生、いわゆる信用リスクの拡大にあると考えられる。

利鞘縮小の度合いは、自由化に伴う預金金利の上昇をどれだけ貸出金利に転嫁出来るかということにもかかわっているが、預金のうち特に債務者預金については、それが自由金利にシフトしていった場合には貸出金利の決定方法自体が変化していく可能性がある。すなわち、借入先企業の預金が自由金利になれば、銀行は企業との取引について従来のような債務者預金の存在をカウントした実効金利ではなく、表面の約定金利で採算を考えて

I. 会議の概要

いくよくなると思われる。これは、預金金利自由化のコストの一部が企業に転嫁されることを意味し、その分銀行収益の圧迫要因が緩和されることになる。

(小 林)

金融自由化・国際化は、金融仲介業務の拡大・多角化を通じて収益機会の増大に繋がるという面を持っていることは事実であるが、反面、資金調達コストの上昇を招き、預貸利鞘の縮小を招く可能性が大きい。また、金利変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替リスク等の増大も避け難い。こうした自由化・国際化の持つマイナスのインパクトは、特に経費率の高い中小金融機関に強く現われる可能性が強く、現実ここ数年の金融機関の収益動向をみると、業態別にも規模別にも収益格差の拡大が生じている。

また、預金金利が市場金利連動方式に変われば、貸出金利の設定方式は当然短期プライム基準方式から調達コストにスプレッドを上乗せする方式に移行していくと思われるが、この結果、貸出金利は全体として上昇、かつその後も市場金利の変動に伴って従来に比べ頻繁に変動することとなる。

(木 下)

自由化・国際化が銀行経営に及ぼす影響については、これを①銀行の資産・負債、②収益、③経営リスクの各方面からそれぞれ捉えることが出来る。

まず資産・負債面では、市場性資金調達の増加も含めて自由金利による負債のウェイトが高まり、これに対応して変動金利貸出によるいわゆるスプレッド・バンキングが広範化すると考えられる。

収益面では、プラス要因としては①預金金利自由化によるディスインターミディエーションの巻き戻し、②スプレッド・バンキングによる利鞘の安定化、③金利規制下で生じていた各種のインプリシット金利の解消、④自由化・国際化による収益

機会の拡大等が考えられる一方、マイナス要因としては、次に記すような各種リスクの増大による損失発生の可能性が指摘出来る。

経営リスクの面では、金利リスク、流動性リスク、信用リスク、為替リスク等各種のリスクが増大するとみられ、特に負債面の金利変動や流動化を映じて前二者のリスクが大きくなるものと考えられる。以上のようなプラス・マイナス要因のいずれが大きいかについて先験的な判断を下すことは難しいが、少なくとも競争激化が不可避とみられる中で、自由化への対応力の差異を映じた銀行間・業態間の収益格差が拡大することは間違いないだろう。

(岩田一上智大)

自由化・国際化の銀行経営への影響を検討する際には、その結果としての銀行の個々の取引や業務についてのコストや収益、あるいはリスクがどうなるかを問題にするのではなく、銀行側のリアクションをも含めて銀行全体としての収益やリスクがどのように変化するかを考えるという視点が必要。結論的には、自由化・国際化は銀行行動の選択範囲を広げることを通じて銀行経営全体としての安定性を高める方向に寄与すると考えられる。

この点に関して、自由化されると貸出金利決定方式がスプレッド上乗せ方式に移行するため銀行経営が安定化する、との議論について注意すべきことは、金利スプレッドは外生的に保証されたものではなく、銀行の貸出行動や資金需給の動向、預金と代替的な資産の金利等との関係で決まるものであること、スプレッド上乗せ方式だから銀行経営が安定化するのではなく、スプレッドの伸縮に応じて銀行が自由に戦略を変更出来るということが安定化の重要な要因になっている、ということである。このように自由化・国際化は、長期的には銀行経営を安定化させる方向に働くが、過渡期にはミスマッチングをうまく回避し得ないとか業務分野の拡大に対応出来ないなど、自由化のメ

I. 会議の概要

リットを享受出来ない銀行等の経営が不安定なものとなることは十分あり得よう。

(堀 内)

金融自由化・国際化はむしろ銀行経営の安定化に繋がると考える。その理由としては、第一に自由化に伴って利鞘がどの程度縮小するかは基本的には市場における競争の程度、その時の金融政策のスタンス等に依存する。金利が自由化されたからといって、即金利が乱高下し利鞘が大幅に縮小するといったことには必ずしもならないこと。

第二に規制金利と自由金利が併存する状況下では、一部の自由金利が金融市場に及ぶ外的ショックの吸収役を一手に引受けて大幅に変動し、かえって不安定性を高めること。

第三に米国の経験からみても、金利の自由化は必ずしも銀行経営の悪化に直接結びついていないこと(米国の商業銀行の自由金利調達比率は1965年の1%から1979年には37%、1981年には51%まで上昇したが、この間総資産利益率は1970年代を通じて概ね0.7%前後の水準を維持し、1980年代以降はむしろ若干上昇)。

第四にわが国でこれまでみられたような非価格サービス競争等の形をとったインプリシットな支払金利が自由化によってエクспリシットなものに変わるため、実質的な預金コストは自由化前に比べそれほど大きく上昇することはないとみられること等である。

(池尾一岡山大)

自由化を促進することは価格競争を基本にしたシステムへ移行することであり、システム全体が経験する金利変動の幅は拡大すると考えられる。もともと自由化の進展は、同時に従来固定的・相対的であった銀行と顧客との取引関係を市場メカニズムに基づいた流動的・市場的なものに変化させていくことを意味し、従って金利変動幅が拡大してもその負担は最終的な貸し手や借り手に帰せしめられ、仲介業者としての銀行のリスクが増大

するとは必ずしもいえない。

(館)

自由化が進めば他の事情を一定とする限り、貸出金利が下がる一方、預金金利は上昇する筈であるから、利鞘は当然縮小する。こうした仲介コストの低下、効率化こそ自由化の狙いである。また、固定化されていた金利が動くようになれば、分散が大きくなるという意味で金利変動リスクが増大することも当然である。もともと、金融革新は機械化等を通じて様々なコストダウン効果をもたらし、またビジネス・チャンスの拡大を伴うものであるが故に、利鞘が縮小したからといってそれが即銀行全体の収益悪化に繋がるとは限らない。また、金利変動は銀行、預金者、借り手等経済主体間のリスク・シェアリングを変化させることにはなるが、それによって経済全体のリスクが増大するというわけではない。経済全体のリスクがどうなるかはむしろ実体経済の不安定化等によって借り手の信用リスクが増大するかどうか依存していると考えられる。

ただそうはいっても、金融制度上の問題として、今後いかにして新たなリスク・シェアリング体制を組織化していくかが重要な課題であることは否定出来ない。

(3) 銀行の対応

以上の議論を受けて、実務家が自由化・国際化の下での銀行の対応につき、若干の補足コメントを行った。

(斎 藤)

自由金利の下では当然金利変動リスクが高まるが、金融機関としてはこれに対応する体制をいかにしてつくっていくかが特に重要である。例えばミスマッチングの是正、運用・調達両面における固定金利と変動金利のバランス、あるいは貸付債権の流動化等リスク管理の技術が今後ますます必要・重要になるものと考えられる。

I. 会議の概要

(木 下)

経営環境の変化に対しては、基本的には、自己責任原則の上に立って経営の健全性を維持することが必要である。具体的には審査能力の強化、ALMの活用等が考えられ、同時に機械化の推進等も大きな柱になろう。加えて、リスクの分散、コストの引下げ、収益拡大といった観点から、従来以上に業務多様化のメリットを追求していくことが重要となろう。

2. 制度・慣行への影響

業務分野規制のあり方については、主として長短金融分離に関して報告者の意見が大きく対立、コメンテーターのほかフロアーからの発言もあって活発な議論が行われた。

(1) 長短金融及び銀行・信託分離問題

(斎 藤)

長期信用銀行制度は、昭和20年代から30年代にかけては普通銀行が金融債を購入するという金融迂回化の仕組みを通じて産業界への長期資金供給の円滑化に寄与したことは確かであるが、これは当時普通銀行が著しいオーバーローンの状態にあったこと、また商業銀行主義の考え方が支配的であったことが背景。しかしその後は、長期金融専門機関と普通銀行との間で資金運用面の同質化が進む一方、資金調達面では制度的な分離が存続、この結果個人部門の金利選好が高まる中で、長期金融専門機関の資金調達力が普通銀行に比べて優位に立つという歪みが生じている。長期金融分野の分離については、専門化のメリットがあるという意見もあるが、仮にそうだとした場合、規制によらず、個別金融機関の選択に任せるべきであり、長期金融専門機関を制度的に残すべき必然性はない。

(小 林)

業務分野規制については、参入規制による業界

保護という側面もあるが、基本的には金融機関経営の健全性維持、金融システム全体としての効率性、安定的資金供給や政策レスポンス能力の確保のため各国固有の実情に合わせて工夫されてきた枠組みとして捉えるべきである。

経済環境の変化や経済主体のニーズの多様化に伴って、金融業務面でも都銀中心に多様化指向が強まっているのは当然の流れではあろうが、業務分野規制の撤廃については、①金融自由化が国際的に進展しているとはいえ、各国でも固有の歴史・事情に基づいた業務分野規制までを大きく見直す動きが進んでいるとはいえないこと、②わが国の金融システムは、現状でもきわめて有効かつ安定的にワークしていること、③従来の金融機関経営は全て業務分野規制を前提とした金融行政（例えば店舗規制）の下で行われてきたため、規制撤廃はある意味で不公正を招き、ひいては金融市場の不安定化をもたらす可能性があること等を勘案し、慎重な配慮が必要。規制撤廃後も個々の金融機関の能力に応じた棲み分けが可能であるという議論は議論としてはあり得るが、その過程で要するコストの大きさを考えると規制撤廃後のシステムが現実のシステムに比べより効率的・安定的であるという保証がない限りこれに賛成するわけにはいかない。

長短分離を考える場合、長期金融には短期金融とは異質のリスクを伴うことを認識することが重要なポイントである。短期のリスクは、景気の変動局面等を慎重にウォッチしていけばある程度予知可能であるが、景気のサイクルを超える長期のリスクになるとかなり予知が難しく、特段の配慮が必要であり、時には企業とリスクを共有しなければならないこともある。長期金融は商業銀行主義の考え方とは別の専門的な能力とdisciplineを持って取り組むべき分野であり、顧客との関係についても永年の取引の積上げに基づく相互の信頼関係が重要である。現存する長短金利形成の歪

I. 会議の概要

み、金融機関の過当競争体質といったわが国の金融の実情を考えると、長短分離の枠組みを撤廃すれば長期金融を単なる短期金融の延長として手掛ける傾向が広がり、その結果金融機関経営の健全性の面で問題が生じるばかりでなく、長期金融の専門性発揮が妨げられる恐れがある。こうした長短金融の本質的な相違という観点に加え、金融システム全体の効率性・安定性という見地からも長短分離の枠組みを今後とも堅持すべきと考える。

(木 下)

業務分野規制や慣行のあり方を考える場合に踏まえておかなければならないポイントは、第一に規制や慣行の必要性の根拠が効率、公正、安全の三つの基準に照らして妥当であるかどうか、第二にそうした規制や慣行が弊害をもたらしていないかどうか、またその恐れはないか、第三に規制を撤廃した場合、どのようなマイナスが生じるか、またその際にはどのように対応し得るか、ということであり、これらを総合的に検討することが必要。

こうした観点に立つて考えると、長短金融分離、銀行・信託分離規制の根拠としては、まず第一に専門金融機関の育成を通じて長期資金の安定供給あるいは健全な信託資産の提供を図るという点、第二に分業体制を維持することで専門化のメリットを発揮させるという観点が挙げられるが、第一の根拠については既にその必要性はかなり後退しており、第二の根拠についても、仮に専門金融機関を通じた方が資金供給の効率化が図れるというのであれば、規制を撤廃してもそのメリットは生かされるはずである。加えて規制は、多様化のメリットを発揮する機会を制限し、また普通銀行の資金調達・運用のマッチングを困難にして、金利リスクや流動性リスクを高めることにもなる。さらにこれらの規制は本来的に競争制限的な性格を持つことから、資金配分の効率や公正を阻害し、寡占利潤を発生させる可能性を内包しているとい

えよう。

(岩 田)

長短分離が必要な理由として、普通銀行が短期的な収益を狙って長期金融の分野に参入してくると長期金融の分野が混乱するという点が挙げられているが、普通銀行が長期金融の分野に参入する場合に短期的な視野のみに基づいて参入してくるとは思えない。また長期金融は企業とリスクを共にしなければならないとされるが、この点についても、企業とリスクを共にしこれにコミットするということは、本来は株式の分野の問題であり、民間の銀行のなすべきことではない。もし、そうしたことが金融の問題として必要であるというのであれば、それは本来政策金融の分野であって、民間銀行が政策金融の分野にまで関与することは、銀行システム全体にとっては不安定化要因であり、望ましいものではない。

(堀 内)

業務分野規制がわが国独自の事情に根差したものであるかどうかという点であるが、仮にこれらの規制がリスク・シェアリングや取引の効率性といった面で普遍的合理性を持つものであるのならば、規制が撤廃されても同様の棲み分けや慣行が自ずから存続していくはずであり、制度の上でこうした旧来の規制を敢えて残しておく必要はない。

この間、米国でも既にその兆しがみられるように、金融技術の進歩に伴って金融サービスのパッケージ化、リーテール・バンキング化等高度化・多様化が進展する中であっては、長期金融の分離といった従来の意味での業務分野規制問題よりも、むしろノンバンクの金融業務への進出に対応して業務分野区分をどうするのかという問題の方がはるかに重要となってきたといえよう。

また、業務分野規制撤廃のマイナス面とされる利益相反については、市場の discipline が働くのであればその弊害はさほど深刻なものにはならないと考える。この点については競争的な条件を

I. 会議の概要

整えること、情報の非対称性がないような状態をつくり上げることが重要であって、そうした条件を整えさえすれば、かなりの分野について兼業が自由化されても構わないと考えている。

(池 尾)

従来わが国で規制が金融システムに馴染み易かったのは、金融市場での参入・退出が余り行われず金融取引における当事者間の関係が固定的であったことが背景であるが、金融自由化・国際化の進展の下では自由な参入・退出が保証されなければ市場機構が円滑に働かなくなってきており、そうした意味で業務分野規制は金融システムに馴染みにくいものとなってきた。これには、最近の金融技術の進歩に伴って、情報、ノウハウが熟練した個人に体化されていた状態から機械体系に移し換えられ、いわばソフトウェアとして流通するようになってきているため、情報の持つ外部性が十二分に発揮されるようになり、economies of scope のメリットを追求する余地が拡大していることも影響している。ただ業務分野規制の撤廃に当たっては、これまで長期金融機関が金融債の発行という特典を認められていた代償として負っていた店舗展開や預金受入れ面でのハンディを考慮して何らかの補完措置を講じることが当然必要であろう。

(館)

金融業は元来他の産業と異なり、情報が圧倒的な重要性を持つ産業であり、こうした情報は公共財的な性格、例えば短期貸出のために集めた情報が長期貸出のためにも使えるし、債権を引受ける場合の審査基準にも使い得るという特殊性を持っている。こうした情報の特殊性を考慮すると、金融業は他の産業以上にeconomies of scope が強く働く産業であり、こうしたメリットを追求できる可能性はエレクトロニクスの発達によって増々増大しているため、今後は従来のような専門化、分業主義に対して、もっと多角化、総合主

義のメリットを生かしていくということが重要になりつつある。

この間において、市場支配力の集中や利益相反の発生が問題となるが、この点もeconomies of scope を発揮しながら競争条件を維持出来るようなシステムをつくっていけば、基本的には問題は少ない。ただ自由化されたシステムへの移行を急激にやろうとすれば、調整コストはきわめて高くつくことになるため、この点には十分留意していく必要がある。

(山本—三井信託、フローア発言)

現在のわが国の長期金融システムが非常に非効率で産業分野への資金供給が円滑に行われていないというのであるなら問題であるが、諸外国のシステムと比較しても、金利水準、あるいは資金の効率的分配という観点からみてもきわめてうまくワークしている。従って、現状以上の効率性を追求するために金融システムの安定性を犠牲にしてまで長期金融の分野のみの急激な規制撤廃を図るべきだという議論には短期貸出金利の自由化が遅れているだけに首肯出来ない。

一部のリスクの大きい長期金融は政策金融の分野であり、民間金融機関が手掛けるべきではないとの意見があるが、現実にはそうした分野において長期金融機関が戦後30年間重要な役割を果たしてきたわけであり、政府系金融機関の効率の悪さを考えると、今後も長期金融専門機関にはそれなりの役割が期待出来ると思う。

(林—三菱信託、フローア発言)

わが国では信託分野はまだ未成熟である。現在信託分野における顧客のニーズは取扱機関の拡大という点にあるのではなく、社会政策的側面を持つ年金業務の拡充等で信託本来の業務を確立していくという点にある。こうした国民経済的観点からみて、銀行・信託の分離問題には長短金融分離問題とは同列に議論出来ない面があり、規制撤廃には慎重であるべきと考える。普通銀行の利鞘縮

I. 会議の概要

小のための代替分野と考えるのは見当違いである。

また、世間によくある誤解は、このままでは企業年金の分野が信託の寡占になってしまうという点である。現在15～16兆円の企業年金が十年後には60兆円の規模に拡大するといっても、その6.5割は運用であってニューマネーは十年間で20兆円程度に過ぎない。それを30数機関が取扱うわけで、これ以上の参入は過当競争の問題を生じさせ国民経済的にもマイナスであることを理解して欲しい。

(2) 銀行・証券分離問題

(斎 藤)

銀行・証券の分離撤廃については、一般的に銀行による市場支配力の集中、あるいは利益相反の発生が問題点として指摘されるが、実際にはこの両者ともさほど懸念するには及ばないと考えられる。むしろこの問題を考える上では、銀行業と証券業では期待される基本的な機能が異なっているというところに焦点を当てるべきである。すなわち、銀行は決済システムの担い手であり、預金債務への信頼がきわめて重要な意味を持つ。一方、証券業は第三者の発行した金融債務を円滑に売買するのが本来の機能であり、そのために必要な情報を適切に提供したり、確実な取扱いを行うことが要請される。こうした信用秩序へのかかわり度合いの異なる銀行・証券両業界の間には単純な相互乗入れ論は成り立たない。

(木 下)

銀行・証券の分離規制については、証券会社を保護育成し証券市場の健全な発展を図るという当初の根拠は現状では殆ど失われており、今後は銀行経営の健全性の維持及び兼業に伴う利益相反の防止という二つの観点からの検討が必要。

まず第一の銀行経営の健全性維持という観点からみれば、決済システムの崩壊という国民経済的

な損失の大きさを考慮すると、これを担う銀行が行い得る業務範囲には自ずから限界があるということになろう。もっともこの点に関しては、①仮に個々の証券業務に伴う価格変動リスクやデフォルト・リスクが大きいとしても、こうした業務を兼営したからといって銀行経営全体としてのリスクが高まるとは限らない ②ポートフォリオ規制や、検査・考査といった補完手段によって銀行がリスク・テイキングな行動に走ることを防止することも出来るといった点にも留意する必要がある。

利益相反の防止という点については、基本的にどの程度までの利益相反を許容するか、どのような実効的な防止策が考えられるか、等の観点から個々の取扱商品、業務について具体的な検討が必要。

(岩 田)

銀行・証券の兼業問題については、多様化や資金配分上の効率化によるメリットと、内部利害の対立の問題とのバランスをいかにうまくとるかが重要であるが、基本的には競争の促進とディスクロージャーによって利益相反の問題はある程度防止出来ると考えられ、兼業化を進める方向が望ましい。

(3) 有担原則

有担原則については、自由化・国際化の下で変容は避けられないとの認識ではほぼ一致しているが、実務家がストレートな原則撤廃にかなり疑問を持っているのに対し、コメンテーターは市場の選択に任せるべきとの割り切りをみせている。

(斎 藤)

有担原則は今後ユーロ円取引の拡大等に伴って崩れていくことが予想される。社債の無担保化は企業の利便性を高めるという点では評価出来る。しかし一方、従来有担原則が果してきた①デフォルトの場合の返済原資の確保、②企業の実力を超えた社債発行の抑制、といった役割は依然とし

I. 会議の概要

て重要であるほか、この有担原則が銀行取引約定書第4条（追加担保差入条項）が有効に機能する基盤を提供し、銀行と企業の安定的な取引関係を支えてきたという点も看過出来ない。すなわち、無担保債には通常財務制限条項の一つとしていわゆるパリパス条項（他の債権者への担保提供制限条項）がつくため、銀行取引約定書第4条は必ずしも優先的に扱われなくなる。銀行が従来のように機動的かつ優先的に担保を取得することが困難となる結果、取引慣行もそれを前提とした企業にとってはかなり厳しいものになってしまうと考えられる。

（小 林）

有担原則については、大企業の信用力が増大し、ユーロ円市場との裁定取引が拡大し、また経済のソフト化が進むという状況の下で何らかの見直しを迫られていくものと考えられる。しかし、有担原則を守ることで、①銀行としては、専門能力を駆使してもどうしても予想出来ないリスクのカバーが出来るというメリットが、②企業にとっては、リスクの危険性を内包するプロジェクトについてその資金調達を行い易くするというメリットがそれぞれあるということも評価しなければならない。

自由化が進み各種のリスクが高まる中では、信用秩序の維持といった観点からも有担原則が評価される側面があり得ると思われ、広義の有担原則の維持を前提として、環境の変化に応じた担保のあり方や手法を工夫していくというのが現実的な対応と考える。

（木 下）

有担原則というカルテル的な慣行については、今後産業構造の変化に伴い資金配分の効率面、公正面でむしろ弊害が高まると考えられる。こうした意味から特に社債発行や貸出に関しては有担原則を緩和していくことが望ましく、また現実にもその方向に進みつつあるといえよう。ただその場合、①担保自体の有用性が今後とも失われるとい

うことはなく、審査能力の限界をカバーする手段として引き続き重要であること、②無担保化を進めていく際には、物的担保に代わって実質的な担保機能を果すような安全装置の整備が不可欠な前提であること、に留意することが必要。また、同じ有担原則といっても、債券取引や貸出取引と、ハイパワード・マネーの配分を行うインターバンク市場取引とでは、その重要性が自ずから異なる。後者においては信用秩序の動揺を予防し、その波及を最小限に食い止めるという観点から有担原則の意義は大きいと考えられる。

（岩 田）

有担原則については、基本的には市場原理に任せるべきである。社債の無担保化を進めると、他の債権者に対する担保提供制限条項が付帯されて困る企業が出るとの指摘であるが、そうした企業は従来通り銀行借入れを行い、制限が付いても構わないと考える企業は債券を発行するというように選択が出来る体制にすることが重要。

（堀 内）

インターバンク市場では有担原則の重要性が高いとの意見であるが、インターバンク市場は豊富な情報を持つプロの集団であり、担保に依存すべき必然性はかえって薄い。

（池 尾）

有担原則については、国際的な統一ルールづくりという観点から評価することも必要ではないか。

（館）

必ず有担でなければならないというような意味での有担原則はもう必要ないのではないか。ただ、投資家保護のためにこれに代わるべき別の手段、例えば格付けやディスクロージャー等の整備の充実が必要である。

II. 金融自由化・国際化の進展と信用秩序の維持

前セッションでの議論を踏まえて、自由化・国

I. 会議の概要

際化の下での信用秩序の維持を巡って議論が行われた。論議の内容は多岐に亘るが、論者の間にそれほど認識の相違はみられなかったように思われる。

1. 信用秩序に関する基本認識

(斎藤)

一国の決済システムは、国民が中央銀行貨幣及び預金通貨を決済の手段として無制限に受領することで成立しており、従って銀行預金への信頼を確保することが信用秩序維持の根幹である。預金者保護はそれ自体社会政策的意味もあるが、むしろ預金への信頼確保との関連で重要な位置付けを与えられていると考える。

(小林)

信用秩序の本質は決済手段である通貨に対する信頼にあるが、現実的には銀行経営の安全性に対する信頼と置き換えてもよい。そうした信頼維持のためには、経済の安定的発展に資するような金融システムを維持することが大切であり、個々の金融機関が経済全体のあり方を考えながらその中で各自の専門能力を発揮するという、広い意味での金融 discipline を維持していくことが重要である。

(木下)

信用秩序の根幹は、預金通貨を通じる決済が円滑かつ安全に行われることにある。換言すれば、信用秩序は決済サービスの提供者である預金銀行に対する決済手段利用者全ての信認、とりわけその直接・間接の受取人の信認に基づいて成り立っていると考えられる。

預金者保護や銀行経営の健全性との関係については、預金者保護が必要とされる根拠も基本的には信用秩序維持にある、と考える。つまり預金者保護とは、現金通貨に対するのと同じ程度において預金通貨に対する公衆の信認が裏切られないようにすること、(実際可能か否かは別として、建

前としては)決済性預金の安全を無制限に保証することである。一方、銀行経営の健全性は、預金者保護や信用秩序の維持にとってきわめて重要な条件であるが、必ずしも不可欠な条件ではないというように位置付けることが出来よう。

(岩田)

決済性預金の安全性を大口・小口を問わず無制限に保証するためには、結局のところ中央銀行の無制限の貸出を前提とせざるを得ないが、それでは銀行のモラル・ハザードが深刻な問題となろう。

一般に信用秩序とは、預金を含めた決済システムの機能が効率的に維持されていることを意味する。この点について考慮すべきことは次の二つ。第一に全てを lender of last resort に頼るとすれば銀行倒産が多発した際にマネタリー・コントロール上支障が生じることに鑑み、倒産の確率を一定の範囲内に収めることが必要となるが、そのためにはやはり個々の銀行経営の安全性を確保することが重要であるということ。第二に不健全な銀行の倒産に伴って取付けが発生し、健全経営の銀行が連鎖倒産することを防ぐ必要があること。特に情報収集・分析能力のない最小規模預金者が取付けに走る場合、これに対応してどのような制度をつくるかが重要なポイントであろう。

(堀内)

信用秩序維持は、決済制度の効率性、安全性をどう保証するかにかかわる問題である。すなわち、現在の決済システムの下では銀行の預金債務が決済手段として広く使われており、そこでは預金債務は建前上いつでも legal tender との一定の比率での交換が保証されている。しかし実際には銀行倒産の可能性があるため、預金者にとっては銀行経営の内容を適切に評価することが必要になるが、小口預金者にとっては情報コストはきわめて高くつき、結局誤った判断の下に預金取付けを起こす可能性がある。こうした誤った判断が結果的に銀行経営や決済システムを動揺させかねないとい

I. 会議の概要

うところに問題がある。

(池 尾)

決済制度は産業社会の基盤、インフラストラクチャーとしての意味を持っており、その安定性は外部効果を持っている。外部効果はいわゆる「市場の失敗」の大きな要因となるため、何らかの非市場的对応がなされなければならない。但し、非市場的对応は必ずしも公的介入あるいは権限的な形をとる必要性はなく、むしろ市場メカニズムが円滑に作動するための制度的基盤の整備という形で行われるべきと考える。

外部効果という観点からみて、個別銀行の経営破綻をある程度抑えること、小口預金者等の情報不足によってこうした個別の破綻が金融システム全体に及ぶことがないようにすることが必要という他の論者の意見には異論はない。ただ、わが国の場合、金融制度の中核にある大手金融機関については既に確たるブランドが確立されているため、個別銀行の経営破綻が直ちにシステム全体の動揺をきたすという惧れは少ないのではないかと、いう楽観の見方をしている。

(館)

信用秩序維持とは金融市場に対する信頼を維持することである。これが問題になるのは金融システムに外部性があり、相互依存関係が密だからで、個別銀行の破綻とは直接的な関係はない。例えば銀行が累積債務国から貸出を一斉に回収しようとすれば大混乱が生じるといったように、金融の場合は相互依存関係が強く、競争メカニズムが働きにくいという側面があるため、これに対して公的な対策を講じていくことが必要になる。

2. 自由化・国際化が信用秩序に及ぼす影響

前セッションでは、どちらかといえば自由化・国際化が銀行経営全体に持つ安定化効果が強調されたが、ここではそうした立場に立ちつつも、限界

的金融機関の整理淘汰やその金融システム全体への波及を念頭に置いておく必要があるとの見解が大勢を占めた。

(斎 藤)

金融自由化・国際化は、基本的には金融機関の競争促進を図ることが狙いであり、その結果金融機関の優劣が拡大、経営破綻の可能性も増える。その意味で信用秩序は不安定化すると考えられる。

(小 林)

自由化・国際化がリスクの分散や収益チャンスを増大させ、信用秩序にとってプラスに働くとの見方もあるが、わが国の場合、そうしたメリットを享受出来るのは相対的に経営の安定した大手金融機関に限られ、小規模金融機関では逆に経営が不安定化する可能性が高い。しかも、金融機関への直接的影響だけではなく、取引先企業の信用リスクの増大といった形での間接的影響も見逃せないところである。自由化のスケジュールづくりは、これら中小企業や中小金融機関への影響に配慮しつつ進めていく必要があると考える。

また、情報化の進展に伴い、決済の即時集中性が高まっていること、情報分析能力の乏しい人々が過剰反応し易くなっていることにも注意を要する。

(木 下)

自由化・国際化のもたらすプラス面としては、長期的、マクロ的にみた場合、業務の拡大や多様化による収益機会の拡大やリスク分散から銀行経営の健全性が高まり、それを通じて信用秩序の安定性が増すという点が挙げられる。反面、短期的ないし過渡的、ミクロ的には、不健全、非効率な銀行の淘汰に伴って信用秩序が不安定化する可能性もあろう。さらに、今後エレクトロニック・バンキングが一段と進展すれば、古典的な意味での信用秩序の動揺、すなわち預金者が銀行の窓口に押しかける取付けとは違った、目に見えない形での大規模な取付けが起こる危険性があるという点にも留意する必要があるだろう。

I. 会議の概要

(堀 内)

エレクトロニック・バンキングの進展によって預金債務とは異なるものが決済手段として広く使われるようになれば、従来のように預金債務主体の決済システムを前提とした信用秩序の基本認識が根本的に変わってくる。例えば、投資信託類似のものに決済性が付与されるようになれば、銀行はリスクを負担しなくてもよくなるわけで、その場合にも従来いわれているような信用秩序維持の議論が成り立つかどうか疑問がないわけではない。

3. 信用秩序維持のための方策

信用秩序維持のための方策に関しては、各論者ともその根本を貫くものとして自己責任原則の重要性を強調し、またそれを支えるものとして実体経済の安定性を重視しているが、個々の具体的な方策については、論者によってウエイトの置き方が異なっている。

(斎 藤)

預金に対する信頼の確保という意味での信用秩序維持の方策は、大きく分けて銀行経営の健全性維持、経営悪化銀行の倒産回避、銀行倒産後の預金者救済、預金者の不安心理の除去、の四つの側面について考えられる。このうちでは銀行経営の健全性維持が基本であり、特に金融自由化の下では自己責任原則に基づいてそれを実現することが重要。

(小 林)

信用秩序の上では金融機関が自己責任に基づいて健全経営を行うことが第一。バランス・シート規制、検査・考査等の事後的な公的手段も今後はこれまで以上に重要性を増すと考えられるが、一方では公的介入は制度的基盤整備の範囲に止め、その拡大を極力避けるべきという視点も重要。信用秩序維持のための基本的な課題は実体経済の安定である。公的当局に対しては、経済の国際的な連動化に伴って金融政策の即効性、有効性が低下

している実情に鑑み、各国間の政策協力によって海外からの不安定要因の波及を防止し、実体経済の安定化を図ることが最も期待される。

(木 下)

信用秩序の破綻は、内外の経済環境が変化する過程で銀行システムが不安定化するところから始まり、次に個別銀行の経営悪化、倒産が生じ、さらにこれが銀行システム全体に波及する形で進行していく。従来は、このうち個別銀行の倒産前の段階での対応を重視し、主に競争制限的な規制を対応手段として用いてきたが、自由化・国際化が不健全、非効率を銀行の整理淘汰を想定している以上、今後は個別行の倒産が銀行システム全体の動揺に波及する段階も重視し、防止手段を整備することが必要。

まず第一に、個別行の健全性維持という観点からは、自己責任原則に立った市場自身の対応、例えばディスクロージャーを踏まえての市場の監視機能によって銀行の self-discipline を高めていくことが従来以上に必要となる。これは、預金保険や中央銀行貸出が整備されるのに伴い発生するモラル・ハザード防止の観点からも重要である。もっとも市場規律については市場参加者に情報分析能力があるか否か、市場の規律により銀行が経営を改善する時間的余裕があるかどうか、さらには監督当局がどこまで銀行倒産を認めていけるのか、アメリカのように1万数千も銀行がある国とわが国とでは自ずと市場規律の扱いが違ってしかるべきではないか、という点を留意点として指摘しておきたい。

そうした意味で、今後は市場メカニズムを阻害しない限りで最小限の公的規制をという観点から、バランス・シート規制、検査・考査の活用が考えられる。バランス・シート規制は自己資本比率規制や流動性資産比率規制の活用が望ましいと考えるが、反面これらの規制は画一的にならざるを得ないため、余り厳格過ぎるとむしろ弊害が生じるほか、

I. 会議の概要

オフ・バランス・シートの取引に対しては無力であるといった限界がある。従って、実際の運用としては、最低限守るべき水準をガイドラインのような形で示し、個別行の経営実態に合わせて考査等でフォロー、指導するのが現実的ではないかと思う。

第二に、こうした事前の手段では個別銀行の健全性が維持されない事態になれば、それが銀行システム全体に波及しないような手段の整備が必要。この点では、銀行業界自身の自助努力、例えば各業態毎の相互援助制度や預金保険の支払いによる預金者の救済も必要となるが、そうした手段にも自ずと限界があろう。その意味で、信用秩序維持のための最終的な役割はやはり中央銀行貸出が担わざるを得ない。もっとも、中央銀行貸出も運用上非常に難しい問題があり、金融政策に齟齬をきたさずにその機能を発揮するためには他の補完手段を活用していくことが必要であろう。

(岩 田)

信用秩序維持の手段としては、個々の銀行経営の安全性と効率性を両立させる手段が必要。その第一は、市場自体の持つ監視機能の活用であり、それで不十分な部分を補完するためにバランス・シート規制等が必要という意見にも概ね異論はない。こうしたバランス・シート規制としては、自己資本比率規制と安全資産保有比率規制、それにポートフォリオ規制の三つがあるが、このうちでは自己資本比率規制と安全資産保有比率規制をミックスさせる方法が望ましい。ただこうした規制を銀行にいかにして守らせるかという点は報告者の意見によっても必ずしも明確ではない。

次に、重要な手段として預金保険制度が考えられるが、モラル・ハザード発生の懸念があるため、例えばバランス・シート規制の遵守の度合い等銀行のリスクに応じた可変的保険料システムの導入が望ましい。可変的保険料システムの導入は、決済システムの参加者に過大な自己責任原則を課すこと

に繋がり、社会的コストが大きいとの反対があるが、これは市場の監視機能を過小評価しており、社会的コストはそれほど大きいとは思われない。また検査機能の重視については、金融自由化に伴い金融界が一段と競争的になっていく中で、指導というものがどれだけ有効であり続けるか疑問であり、むしろ価格機構を利用したペナルティー・システムを考えていくべきであろう。

中央銀行貸出については、前もって無制限な供給を保証することは最も不適当なやり方であり、事前には何もいわずにその場その場で対処していく以外にないを考える。

(堀 内)

信用秩序を市場規律と公的規制のいずれで維持していくかは難しい問題であり、歴史的にみても市場規律がワークして信用秩序が維持されていたという時期もあれば、それとは逆のケースもある。それをどう評価するかであるが、近年に至るまでの過去30～50年間の各国の金融制度をみると、信用秩序維持のため公的規制を重視する傾向にあったといえる。それは、過去の金融上の混乱を踏まえた上で政策当局が到達した一つの結論であり、それなりに尊重するに値すると思われる。

いずれにせよ、今後は市場の規律機能をより重視すべしということであれば、基本的には情報(公的当局が集めた情報まで含めた)の開示を徹底に行う必要がある。情報の非対称性が信用秩序との関係ではきわめて重要である。

預金保険制度については、米国で過去50年間にかなりの銀行倒産があったにもかかわらず、同制度の下で個々の銀行の経営破綻と金融システム全体の破綻とが断ち切られてきた。ただこれは、預金保険制度が単なる預金払戻しという以上に幅広い機能を発揮し、あるいは中央銀行と一体となって機能してきたためで、結果的には小口預金だけでなく大口預金も銀行破綻のリスクから守られてきたという面がある。こうしたことからみて、信

I. 会議の概要

用秩序維持のためのリスクや役割の分担について事前にある程度明確なルールがあった方が効果的と考えられるのであって、中央銀行貸出の役割分担等は事前に決めるべきではないとの考えには賛成ににくい。

(池 尾)

信用秩序維持の方策を考える前提として、信用秩序維持の役割、任務をどういう主体にどういう割合で配分するのかという原則の確立が必要である。その場合、個々の主体が持つ情報能力がどの程度あるかという観点から責任を配分する方法と、どのタイプの金融システムが望ましいと考えるか、分権的で市場メカニズムに基づいたシステムを望むのか、集権的な方がよいと考えるのかという観点から配分する方法との二つの基準があるが、後者には価値判断が作用してくる。前者の基準、すなわちどの主体がどの程度情報収集分析能力を持っているかに応じて責任を配分する場合、公的当局が最もそうした能力を持つことは確かであるが、市場が全体として持ち得る情報能力もこれに劣るとはいえない。こうした市場全体としての能力を一層活用するため、ある程度責任をマーケットに移譲するのが望ましい方向と考える。具体的にはディスクロージャー等の整備を行い平常時には市場規律の活用を図るとともに最終的な危機管理の局面においては公的当局の役割に期待するという役割分担が望ましい。

銀行倒産が発生した場合には、中央銀行貸出が主たる手段になるが、その場合にも十分な担保さえあれば無制限に貸出を行い、ハイパワード・マネーを供給(但し、貸出利率はペナルティー・レート)するというような明示的な基準を定めることが必要であろう。

(黒田一行、フロア発言)

信用秩序維持の問題を考える場合、金融国際化の進展という視点がきわめて重要となってきた。国内のマクロ経済をいかに安定させたとしても、

国際経済面における不安定要因が国内の金融秩序に影響を及ぼす可能性が増大している。また、国内の預金者をいかに保護しても、海外の預金者の動きによっては国内の信用秩序が動揺する可能性も高まっている。従って、今後銀行経営やセーフティー・ネットのあり方を考えていく場合、海外に対しいかに説得性のあるシステムをつくっていくかが重要なポイントとなろう。例えば海外では金融機関の自己資本比率のあり方が問題にされ、それが一つの評価基準となっているが、国際的にわが国の金融機関が今後とも信認され続けていくためにはこの点を絶えず念頭に置くことが必要であろう。

(斎 藤)

預金保険制度は不可欠な存在と考えるが、これに過大な期待をかけるのは適当でない。

預金保険機構の基金残高が少な過ぎるという議論があるが、試算(一人3百万円以下の預金のウェイトを一口百万円未満の預金で近似させ、かつ米国における実損率を適用して算出)によれば、現状の資金量でも預金保険の対象となる小口預金は十分カバーし得ると考えられる。これ以上民間金融機関の負担増に繋がる基金の増額は適当でない。

(池 尾)

預金保険の基金規模が十分かどうかは倒産を認める当局のタイミング如何にかかわっている。例えば、銀行の純資産がマイナスに転じた直後の時点で預金保険機構が倒産を宣言し清算すれば実損は少なくて済み、従って基金の残高も少なくて済む。ただ、これは預金保険機構が十分な権限と監視機能を持つ場合のことであり、結局、この問題はどの主体がどの程度の情報力を持つかということに帰するのではないか。

(正田一預金保険機構、フロア発言)

私見ながら、預金保険の基金残高の引上げは不要との議論に対しては、第一に、基金の規模は一

I. 会議の概要

般預金者の預金保険制度に対する信頼感の裏付けになっている点も考慮すべきこと、第二に、試算の前提について、実際にカバーされるべき一人3百万円以下の預金残高のウェイトは一口百万円以下の預金よりかなり大きく、また実損率もわが国の金融機関の場合資産内容が相当悪化してから経営破綻に至るケースが多いことを考えれば、米国に比べかなり高いと考えられること、第三に、支払われた保険金を破綻銀行の資産処分によって回収するには長期間を要するため、その間の繋ぎ資金を別途考慮する必要があること、第四に、ある程度の連鎖反応という事態にも当然備えておく必要があること等を指摘しておきたい。

一方、預金保険の検査権限については、現在のようにならともかく、預金承継、合併援助等の機能が付与されるということになれば、それなりの判断能力を備えていくことも必要。なお、信用秩序維持の方策のあり方を考えていく上で、預金保険制度、民間の相互援助制度と中央銀行等との間の役割分担を明確にしていくことが必要である。last resort としての役割は中央銀行でよいが、預金承継に伴う不良債権の管理や局地的な救済合併等については役割を分担し合うことも必要と考える。
(館)

適切な経済政策によって市場の信頼を維持する

ことは、信用秩序維持の方策という観点からも最も重要な要素である。特に物価が上昇すれば、名目で預金が保証されていても実質的には保証されたことにはならないわけで、何よりも物価の安定が大前提である。

自己責任原則が重要であるという点については異論はないが、累積債務問題のように、いかに情報があっても金融機関がわれ先に資金の回収を図れば混乱が生じるというような場合等、自己責任原則だけでは必ずしも解決出来ない問題があることも事実である。そのためにバランス・シート規制等のような公的関与が必要となるが、こうしたバランス・シート規制も場合によっては銀行が高リスク・高収益の貸出を増やすことに繋がり、むしろリスクを高めるという側面もあるために必ずしも万能ではない。預金保険制度の効果については、小口預金の保証を通じて取付けを防止するという予防的効果と、銀行倒産が起こった場合の事後的な対策としての二つがあり、いずれにウェイトを置いて考えるかによって、制度のあり方、特に具体的な方策についての考え方も変わり得ると考えられる。

結局、非常に常識的ではあるが、信用秩序維持のためには様々な制度を総合的に活用していくほかないというのが結論であろう。

以 上